平成 23 年 7 月 22 日

各　　位

会社名　　株式会社　大光銀行
代表者名　　取締役頭取　古出　哲彦
（コード番号 8537　東証第 1 部）
問合せ先　　取締役総合企画部長　石田　幸雄
電話番号　　（0258）36－4111（代表）

債権の取立不能又は取立遅延のおそれに関するお知らせ

当行の取引先である株式会社オーハシアーキテクト及びその関係会社である株式会社グッドライフクラブが、平成 23 年 7 月 22 日付で新潟地方裁判所よりそれぞれ破産手続開始決定及び民事再生法に基づく保全処分決定を受けたことに伴い、下記のとおり両社に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じましたのでお知らせいたします。

記

１．当該取引先の概要

名　　称	株式会社オーハシアーキテクト	株式会社グッドライフクラブ
所　在　地	新潟県新潟市中央区明石 2－3－30	新潟県新潟市中央区日の出 2－2－33
代表者の氏名	大橋　景悟	上田　正三
資　本　金	20 百万円	95 百万円
事 業 内 容	一般住宅の建築	老人介護施設の運営

２．当該取引先に生じた事実及びその事実が生じた年月日

(1)株式会社オーハシアーキテクト

平成 23 年 7 月 22 日　新潟地方裁判所より破産手続開始決定を受ける

(2)株式会社グッドライフクラブ

平成 23 年 7 月 22 日　新潟地方裁判所より民事再生法に基づく保全処分決定を受ける

３．当該取引先に対する債権の種類及び金額（平成 23 年 7 月 21 日現在）

(1)株式会社オーハシアーキテクト

貸出金　　315 百万円

(2)株式会社グッドライフクラブ

貸出金　　340 百万円

支払承諾見返　　16 百万円

４．当該事実が当行の業績に及ぼす影響

平成 24 年 3 月期第 1 四半期決算において、上記債権のうち担保等により保全されていない部分（332 百万円）について全額を引当処理いたします。

これによる平成 24 年 3 月期第 2 四半期累計期間（中間決算）及び平成 24 年 3 月期通期決算への影響については現在精査中であり、平成 23 年 7 月 29 日に予定しております平成 24 年 3 月期第 1 四半期の決算公表時に公表いたします。

以　上